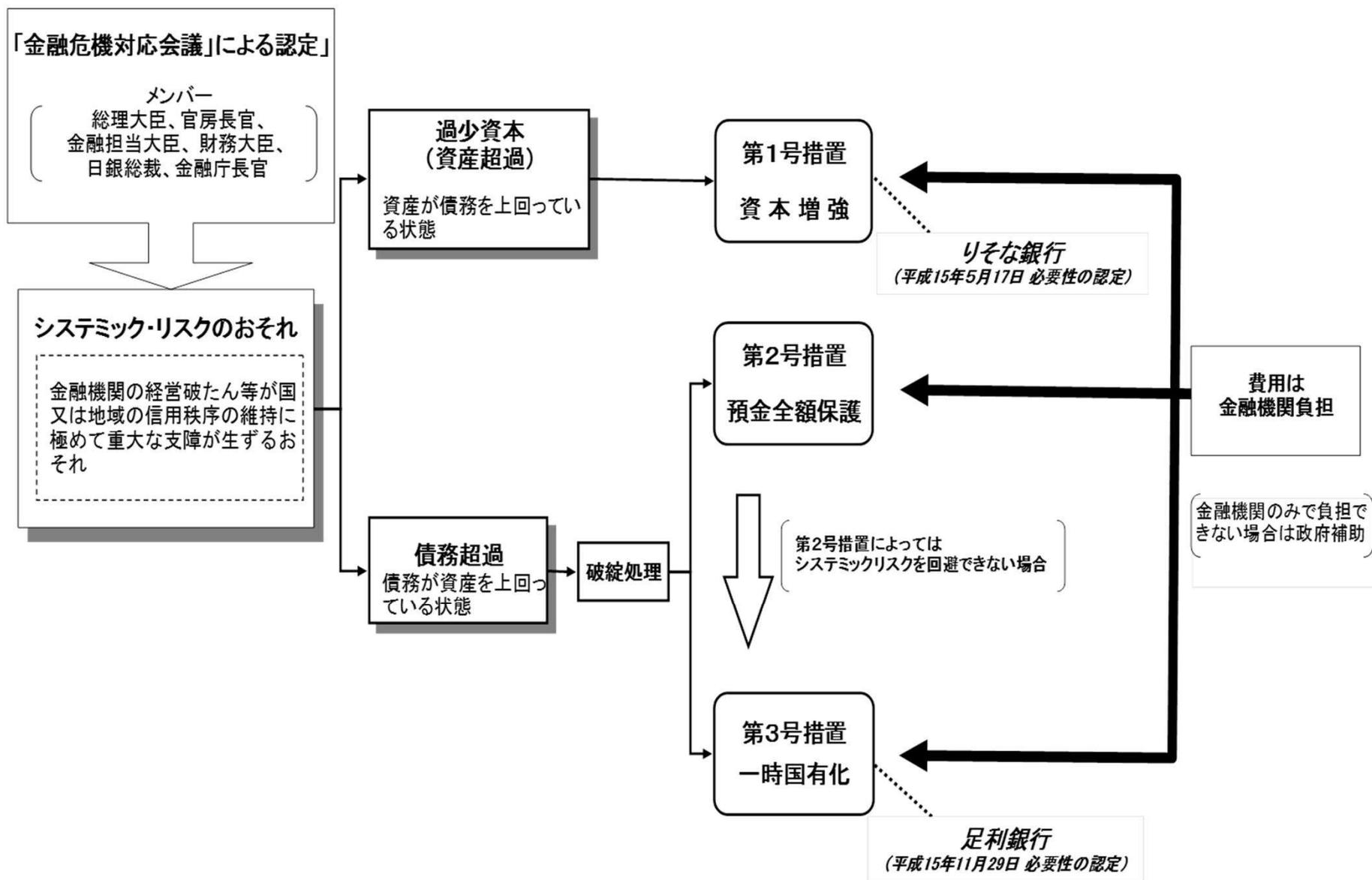


# 參考資料

# 預金保険法の金融危機対応制度



# 我が国の金融機関の破綻処理等法制の変遷

	金融機関を巡る情勢	預金取扱金融機関	保険会社	証券会社
昭和46年		○預金保険法制定 ・ 預金保険制度の整備 ・ 預金保険機構創設		
昭和61年		○預金保険法改正 ・ 資金援助制度の整備		
平成 8年	・ 阪和銀行の破綻	○預金保険法改正 ・ ペイオフ凍結 ・ 預金者代理制度の整備 ○更生特例法制定 ・ 更生手続等の開始申立権限を監督当局に付与		
平成 9年	・ 日産生命、北海道拓殖銀行、山一証券、三洋証券の破綻			
平成10年	・ 長銀、日債銀の特別公的管理	○金融機能安定化法制定 ○早期健全化法制定 ・ 資本増強制度の整備(時限) ○金融再生法制定 ・ 金融整理管財人制度・承継銀行制度・特別公的管理制度の整備(時限)	○金融システム改革法制定(保険業法改正) ・ 保険契約者保護機構創設 ・ 資金援助制度の整備	○金融システム改革法制定(証券取引法改正) ・ 顧客資産の分別管理義務の整備 ・ 投資者保護基金創設(更生特例法改正) ・ 破産手続の開始申立権限を監督当局に付与 ・ 投資者保護基金が債権届出に代わる顧客表を作成・提出することが可能
平成12年	・ 第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命の破綻	○預金保険法改正 ・ 金融整理管財人制度、承継銀行制度、金融危機対応措置の恒久化	○保険業法及び更生特例法改正(保険業法改正) ・ 保険管理人制度・承継保険会社制度の整備(更生特例法改正) ・ 更生手続等の開始申立権限を監督当局に付与 ・ 保険契約者保護機構が、債権届出に代わる保険契約者表を作成・提出することが可能	

# 預金保険制度

## ○ 預金等の保護範囲について

		平成8年6月 ～14年3月	平成14年4月 ～17年3月	平成17年4月 ～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	全額保護	利息がつかない等の条件を満たす預金(※1)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等			合算して元本1,000万円(※2)までとその利息等(※3)を保護  (1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。(一部カットされることがある。))
対象外商品	外貨預金 譲渡性積金 ヒット等	保護対象外  (破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。(一部カットされることがある。))		

(※1) 決済用預金という。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの。

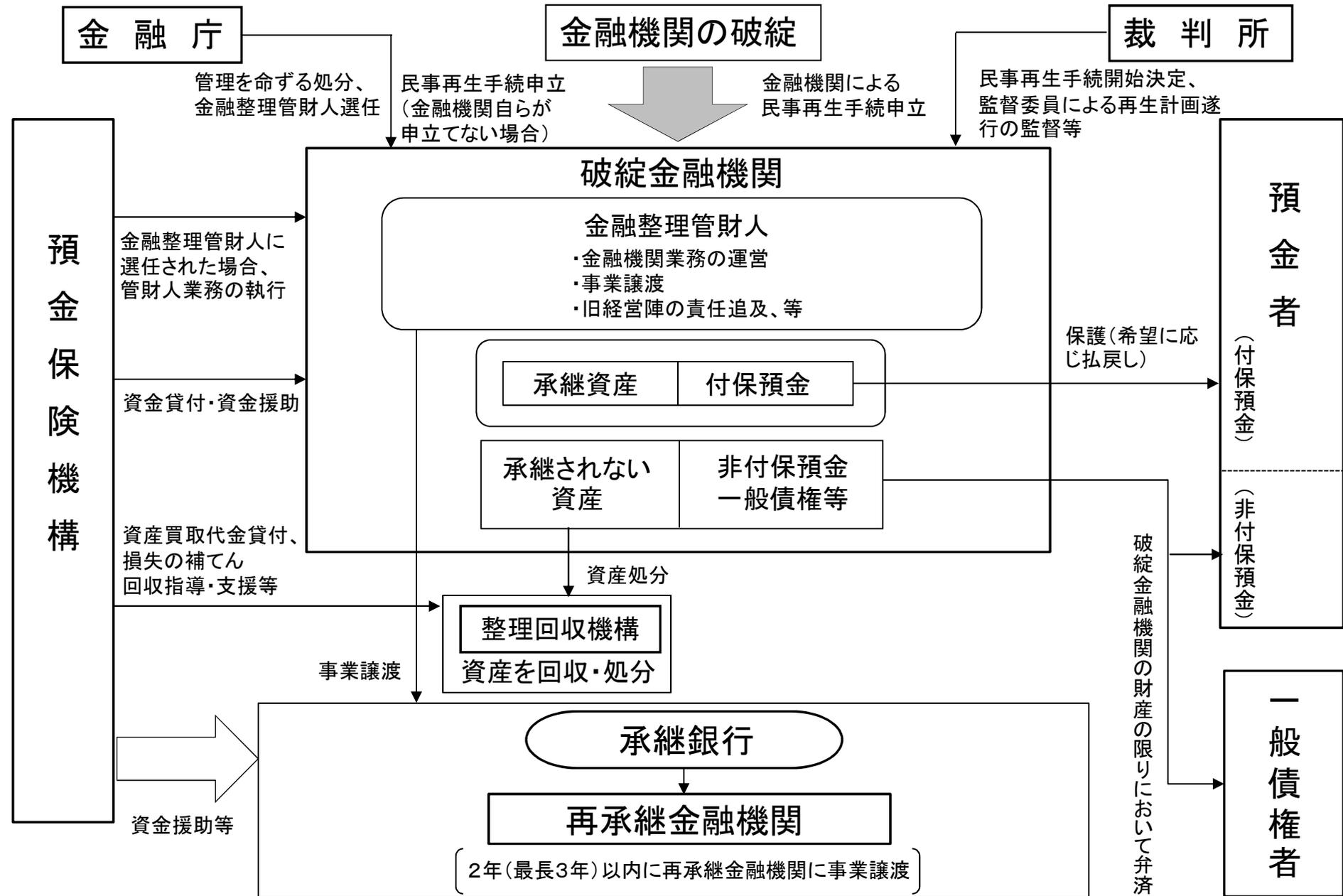
(※2) 当分の間、金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額になる(例えば、2行合併の場合は、2,000万円)。

(※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護される。

## ○ 預金保険の対象となるもの

預金保険の対象となるもの	預金保険の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金(右の預金を除く)</li> <li>□当座預金</li> <li>□普通預金</li> <li>□通知預金</li> <li>□納税準備預金</li> <li>□貯蓄預金</li> <li>□定期預金</li> <li>□別段預金</li> <li>・定期積金</li> <li>・掛金</li> <li>・元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託(ビッグ等)を含む)</li> <li>・金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る)</li> <li>・上記を用いた積立・財形貯蓄商品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨預金</li> <li>・譲渡性預金</li> <li>・外国銀行の日本支店の預金</li> <li>・オフショア預金</li> <li>・日本銀行の預金(国庫金を除く)</li> <li>・金融機関の預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除く)</li> <li>・預金保険機構の預金</li> <li>・無記名預金</li> <li>・他人名義預金</li> <li>・導入預金</li> <li>・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)</li> <li>・金融債(保護預り専用商品以外のもの)</li> </ul>

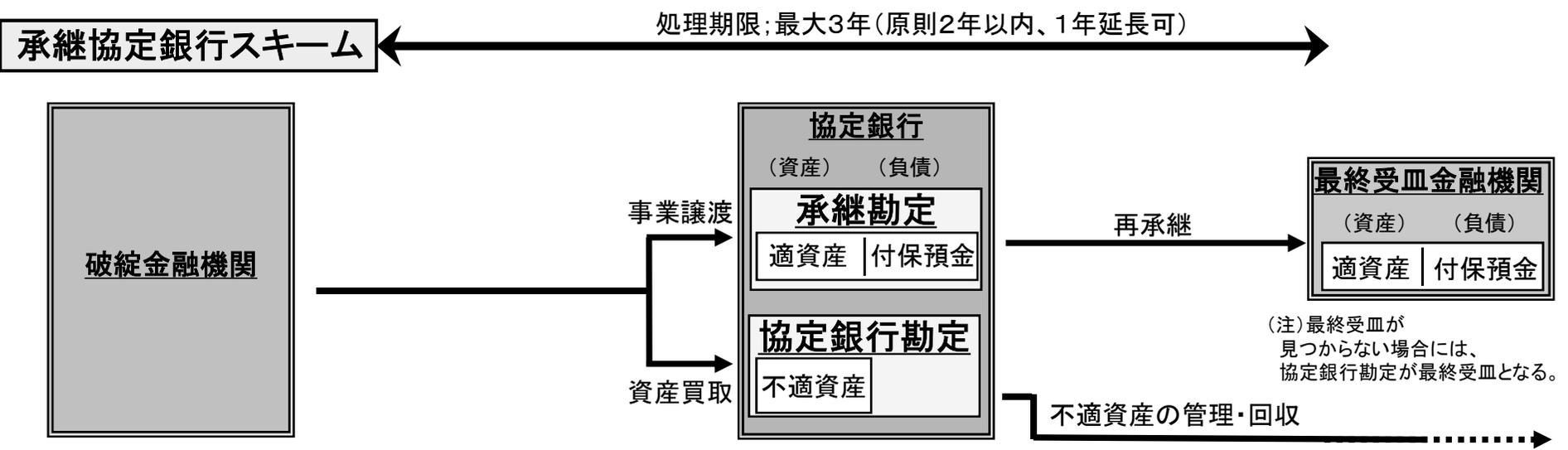
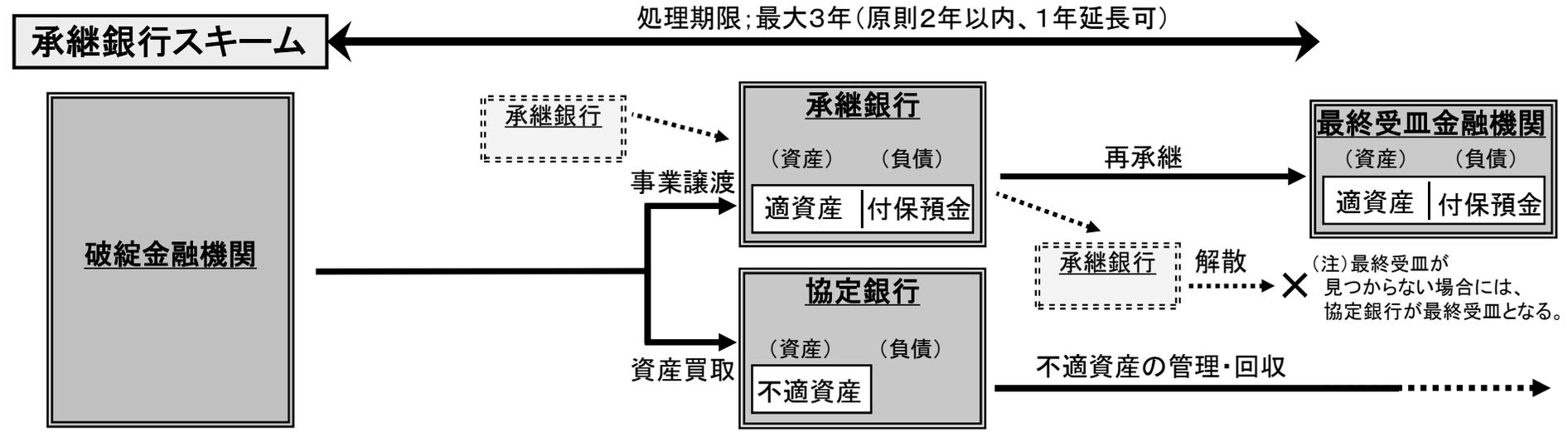
# 定額保護下における預金取扱金融機関の破綻処理スキーム（資金援助方式の概要）



資産処分については、サービサー等の活用も検討。

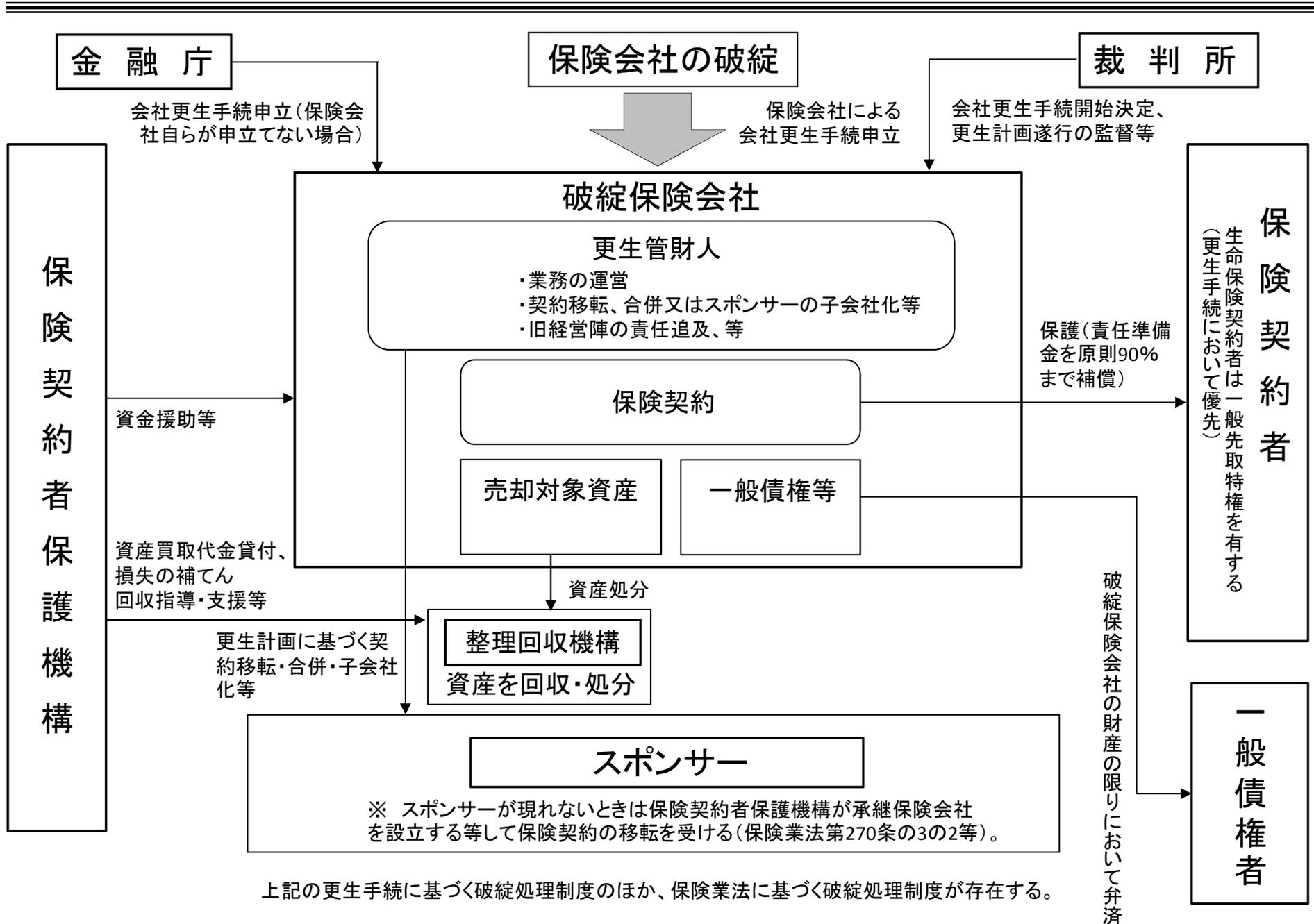
# 承継銀行制度(ブリッジバンク)等

承継銀行: 破綻金融機関から適資産・付保預金を譲り受け、最終受皿金融機関に引き継ぐまでの間、事業の維持・継続を図る銀行  
 協定銀行: 預金保険機構との協定に基づき、破綻金融機関からの資産買取・回収等を行う銀行

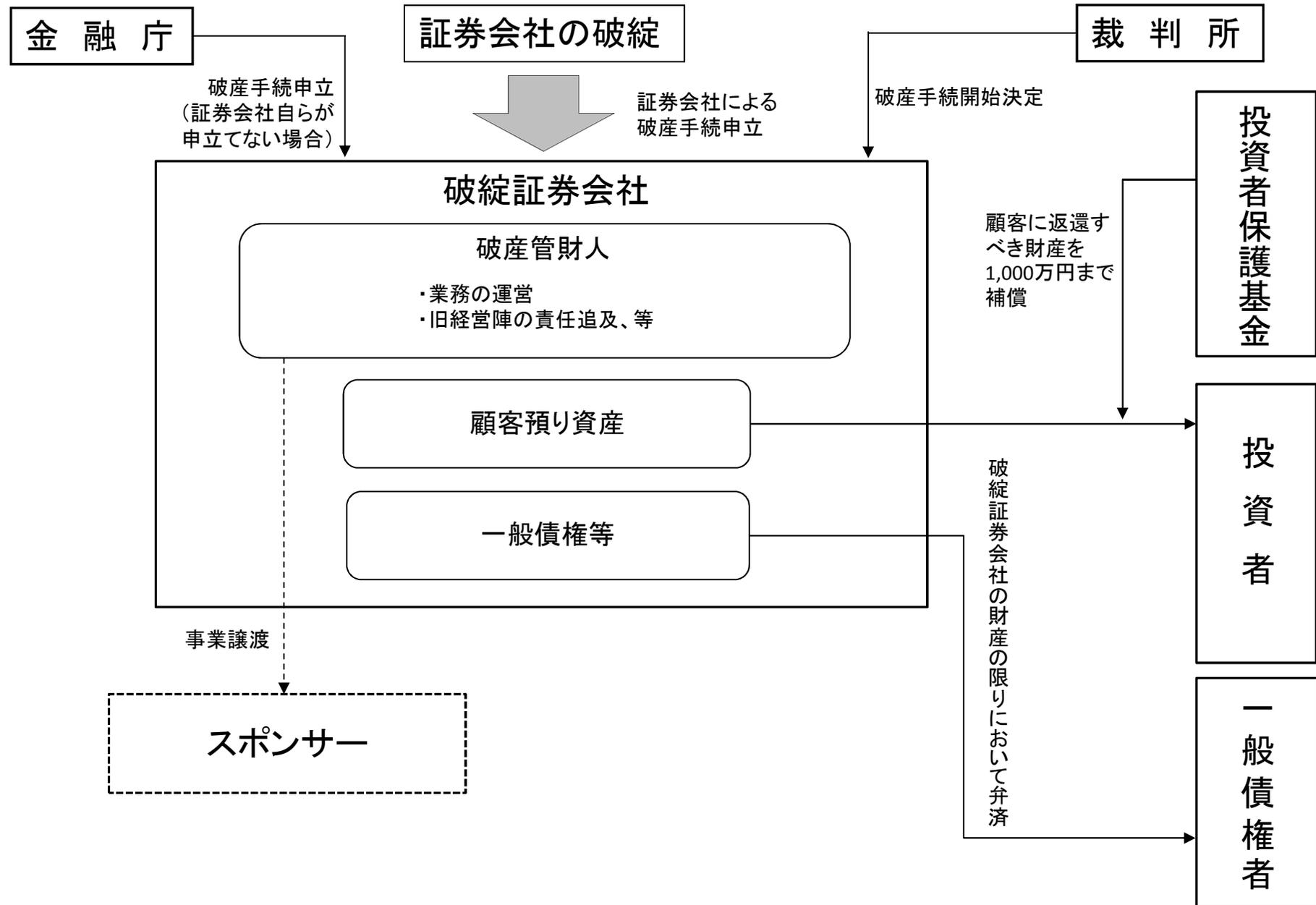


(注)平成23年度預金保険法一部改正法により、承継銀行制度に加え、より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、破綻金融機関ごとに適資産・付保預金を譲り受けるための勘定(承継勘定)を協定銀行に設置し、破綻金融機関から業務を承継することが可能となった。

# 更生手続による保険会社の破綻処理スキーム



# 破産手続による証券会社の破綻処理スキーム



# 更生特例法の概要

- ・ 通常の倒産手続では多数の債権者が関与する複雑な手続になるなど、金融機関については、手続上、特別の取扱いが必要な場面が存在すること
- ・ 協同組織金融機関や相互会社である保険会社に対しても更生手続の利用を認める必要があること、等から、会社更生法、民事再生法、破産法を金融機関等に対して適用する場合の特例を定めたもの。

(第1条)

この法律は、協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

## 預金取扱金融機関

更生手続・再生手続・破産手続の特例

### 会社更生法の適用範囲拡張

協同組織金融機関も更生手続の対象に

## 証券会社

更生手続・再生手続・破産手続の特例

## 保険会社

更生手続・破産手続の特例

### 会社更生法の適用範囲拡張

相互会社も更生手続の対象に

## 監督庁による手続開始の申立て

株主や債権者だけでなく、監督庁にも手続開始の申立権を認め、預金者等の利益を保護。(但し、証券会社については、破産手続開始の申立てのみ。)

## 預金者、投資者、保険契約者に対する手続開始決定通知の特例

手続開始決定の通知は、預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構に行う。個々の預金者、投資者、保険契約者への通知は不要。

## 預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構による手続の代理

債権届出に代わる預金者表(顧客表、保険契約者表)の作成・提出等、各手続に属する一切の行為を代理。(但し、預金者等が個々に手続に参加することは可。)

## 保険会社の更生計画の特例

債権者平等原則の一部例外を認める等

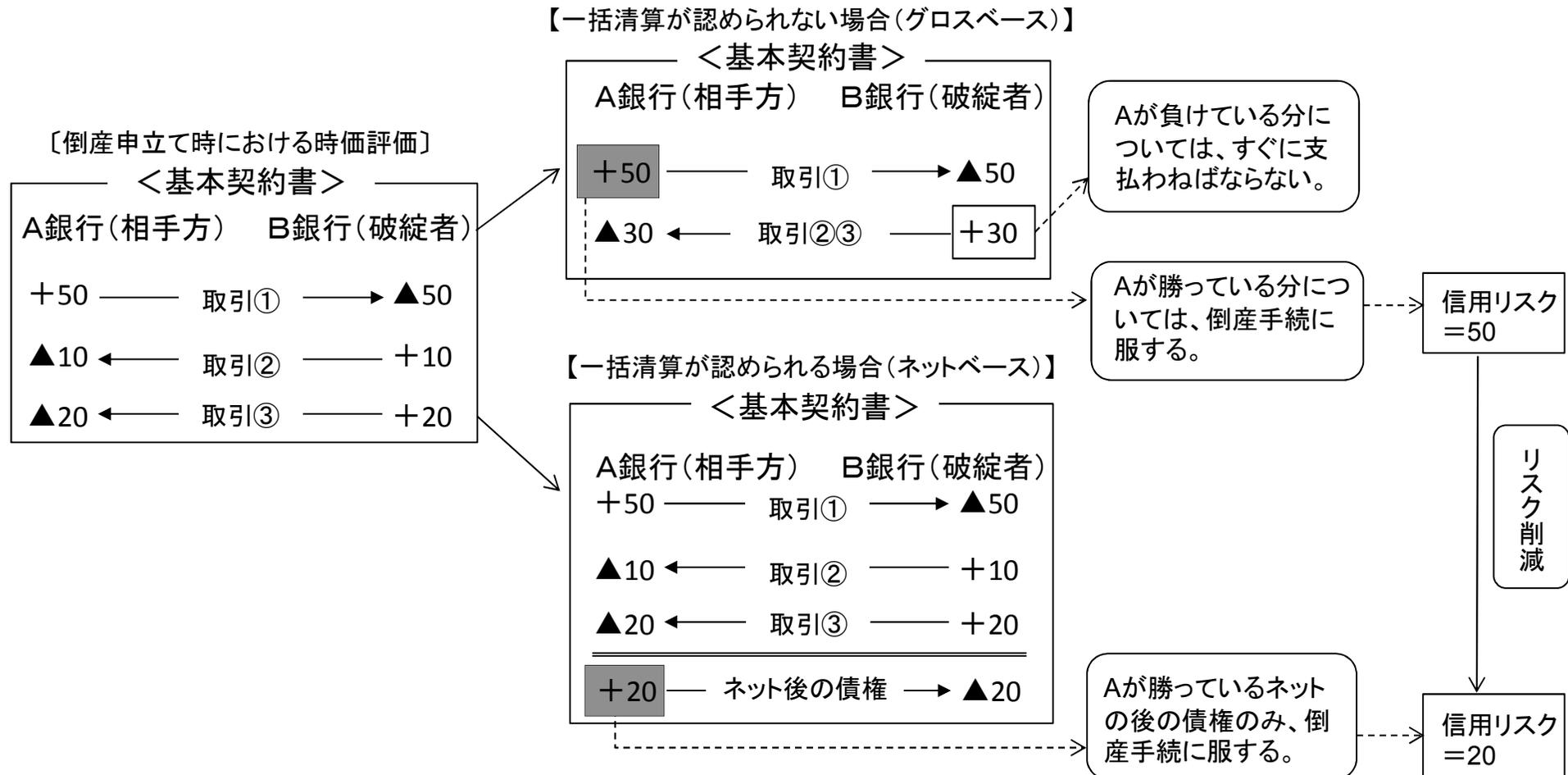
# 一括清算ネットイング法の概要

内容：金融機関等（銀行・証券会社等）において、取引の当事者の一方が倒産した場合に、多数の債権債務を一括して清算し、一本の債権にすること

対象：金融機関等を一方当事者とする特定金融取引（金利・通貨スワップ、有価証券オプション等のデリバティブ取引等）

目的：倒産手続（破産・会社更生）との関係を法的に明確化することにより、特定金融取引の決済の安定性の確保と取引の活性化を図り、もって我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上等に資すること

## <イメージ>



# 世界的な金融市場の混乱と対応の推移①

未定稿

2007年	6月22日	ベアー・スターンズ、傘下ファンドへ資金支援
	8月 9日	BNPパリバ、傘下ファンドの新規募集や解約を凍結
	9月14日	英当局、ノーザンロックに緊急融資(英で140年ぶりの取付け騒ぎ)
2008年	1月22日	NY州保険当局、モノライン保険会社に対する資本増強策等の検討を公表(2/25 MBIA増資、3/5 Ambac 増資)
	3月16日	JPモルガン、ベアー・スターンズを買収
	4月11日	FSF、「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」をG7に報告、公表
	9月 7日	米当局、ファニーメイ及びフレディマックへの支援策を公表
	9月15日	リーマン・ブラザーズの米国持株会社が倒産手続開始
	9月16日	FRB、AIG救済策を公表
	9月18日	日米欧の6中央銀行、流動性供給のための協調対応策を発表
	10月 3日	米国、緊急経済安定化法が成立
	11月14-5日	第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)開催、金融市場の改革のための5つの共通原則と47の行動計画に合意
	11月23日	米当局、シティグループに対する救済策を発表
2009年	1月16日	米当局、バンク・オブ・アメリカに対する救済策を発表
	2月10日	米当局、新たな金融安定化策(ストレステストの実施、官民投資ファンドの創設等)を公表
	2月12日	英国、2009年銀行法が成立
	3月18日	英当局、国際的な銀行規制に関するターナーレビューを発表
	4月1-2日	第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)開催、首脳声明を採択
	5月 7日	米当局、ストレステストの結果を公表
	6月17日	米当局、金融規制改革案を発表
	6月19日	欧州理事会、欧州の新たな金融監督体制(欧州金融監督システム)を提言
	7月 8日	英当局、「金融市場の改革に関する白書」を発表
	9月24-5日	第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)開催、首脳声明を採択
12月17日	バーゼル委、銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書を公表	
2010年	1月21日	米国、「金融機関の規模及び活動範囲に関する制限」を公表
	2月17日	バーゼル委、包括的な定量的影響度調査(QIS)開始
	4月 8日	英国、金融サービス法が成立
	4月23日	ギリシャ、資金支援策の発動を要請
	5月 7日	ユーロ圏首脳会合、ギリシャ支援内容を承認

## 世界的な金融市場の混乱と対応の推移②

未定稿

2010年	5月10日	EU財務相理事会、「欧州金融安定メカニズム」の創設に合意
	6月17日	英国、金融監督体制の改革案を公表
	6月26-7日	第4回G20首脳会合(トロント・サミット)開催、首脳声明を採択
	7月21日	米国、ドッド・フランク法が成立
	7月23日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月26日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、バーゼル委による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達
	9月12日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、より高い国際的な最低自己資本基準を公表
	11月11-2日	第5回G20首脳会合(ソウル・サミット)開催、首脳声明を採択
	11月28日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、アイルランド支援に合意
	12月16日	バーゼル委、新たな自己資本・流動性規制(バーゼルIII)のテキスト及びQISの結果を公表
2011年	1月1日	EU、新たな金融監督体制(欧州金融監督システム)が始動
	5月16日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、ポルトガル支援に合意
	6月25日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、グローバルにシステム上重要な銀行に関する措置に合意
	7月15日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月19日	金融安定理事会・バーゼル委、システム上重要な金融機関に関する市中協議文書を公表
	8月2日	米国、債務上限引上法が成立
	10月10日	ベルギー、フランス、ルクセンブルグ政府、デクシア銀行救済策に合意
	10月13日	EFSF機能拡充をユーロ圏全17カ国で承認
	10月26日	EU・ユーロ圏首脳会合、欧州債務危機に対処すべく包括的な施策に合意
	11月3-4日	第6回G20首脳会合(カンヌ・サミット)開催、首脳声明を採択 同日、金融安定理事会が「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」などのシステム上重要な金融機関に関する政策枠組みを公表
12月9日	EU首脳会合、財政規律強化・安定化措置の強化に合意	
2012年	3月14日	ユーロ加盟国、ギリシャに対する第二次支援を正式に承認
	3月30日	ユーロ圏財務相会合、EFSF/ESM合計の融資額上限引上げを承認
	4月19-20日	G20財務大臣・中銀総裁会議及びIMFC、IMFの資金基盤強化について合意
	6月6日	EU、再建・破綻処理指令案を公表
	6月17日	ギリシャ再選挙にて、EU・IMFと合意した支援プログラムを支持する二党の合計で過半数
	6月18-19日	第7回G20首脳会合(ロスカボス・サミット)開催、首脳声明を採択
	6月25日	スペイン政府・キプロス政府、ユーロ圏諸国に対し、金融支援を要請
	6月28-29日	EU首脳会合、経済通貨同盟の進展のための工程表を年末までに策定することに合意
7月20日	ユーロ圏財務相会合、スペインに対する金融支援の実施に合意	

# 主要国の金融危機対応①

未定稿

(2012年8月現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	EU
<b>1. 不良資産買取</b> (不良債権のオフ バランス化)	・官民共同の買取プログラムの実施(証券化商品等の買取は参加者(9社)が選定され、2012年7月31日時点で約219億ドル相当の買取実施)	—	・政府保証により不良資産を切り離す受け皿(バッドバンク)を各金融機関や政府が設置できる法案が2009年に成立(West LB、ヒポリアルエステートにつき設置済み)	—	—	・不良資産の取扱いに関するガイダンス(2009年2月発表、資産買取の手法の概要)
<b>2. 銀行保有資産の将来発生損失の政府補償</b>	・住宅・商業用不動産ローン関連資産の一部政府補償	・企業ローン、住宅・商業用不動産ローン、RMBS、CMBS、等の一部政府補償	—	—	—	・不良資産の取扱いに関するガイダンス(2009年2月発表、保険スキームの概要等)
<b>3. 銀行債務の政府保証</b> (中・長期資金の借換え支援)	・1兆4,000億ドルを想定 ・銀行間資金調達を含むシニア無担保債務(2009年10月迄に発行)の政府保証(保証期間は2012年12月末まで(借換えは対象外))	・2,500億ポンドを想定 ・譲渡性預金(CD)、CP、シニア無担保債務(2009年12月迄に発行、満期3年以内)の政府保証(保証期間は借換えを含め2014年4月9日まで)	・総枠 4,000億ユーロ ・銀行債務(満期5年以内)の借換えを政府保証 ・2012年6月末現在で合計110億ユーロ付与(契約ベース)	・総枠 2,650億ユーロ ・政府保証を受けた特殊会社が市場から資金を調達し、貸付債権を担保として長期資金を銀行に供給。 ・2009年10月に活動終了。	・銀行間取引を含む銀行の負債への保証 ・銀行が保有する金融証書や貸付先(債務者)の負債と国債を交換可能	・ユーロ圏諸国の「共同行動計画に関する宣言」(2008年10月)において、銀行の満期5年までの新規債務に対する政府保証等を容認。 ・公的支援に関するガイダンス(2008年10月)において、銀行債務の政府保証に係る基本原則を公表。 ・2011年12月、銀行債務の政府保証に係る基本原則(銀行の支払うべき手数料等)を修正。

# 主要国の金融危機対応②

未定稿

(2012年8月現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	EU	
4. 公的資金注入 (資本増強)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総枠 7,000億ドル(一部は借り手救済策等に配賦。なお本プログラムは2010年10月3日に終了)</li> <li>①大手行及び地域金融機関に約 2,449億ドル注入(既に約 2,316億ドルが返済)</li> <li>②AIGに約 698億ドル注入</li> <li>③自動車業界への投融資額約 813億ドル(既に349億ドルが返済)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総枠 500億ポンド</li> <li>①RBSに330億ポンド注入</li> <li>②HBOSに115億ポンド注入</li> <li>③ロイズTSBIに55億ポンド注入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総枠 800億ユーロ</li> <li>2012年6月末現在で以下4行に合計198億ユーロ注入</li> <li>①コメルツ銀行67億ユーロ</li> <li>②アーリアル銀行3億ユーロ</li> <li>③ヒポリアルエステート 98億ユーロ注入</li> <li>④ West LB30億ユーロ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総枠 239.5億ユーロ</li> <li>①2008年10月大手6行に105億ユーロを一斉注入</li> <li>②デクシア銀行には別途30億ユーロ注入</li> <li>③2009年10月大手4行に92.5億ユーロを追加注入(デクシア以外の大手行は公的資金返済)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総枠 150億ユーロ</li> <li>・バンコポボラーレ他4行計40億ユーロの劣後債を政府が買い取り</li> </ul> <p>注) この他に、コア tier1 9%を達成するための措置として、上記と同様の資本増強手段により、モンテパスキ銀行に追加的に最大で20億ユーロの支援を行う旨を2012年6月に表明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的支援に関するガイダンス(2008年10月)において、資本増強に係る基本原則(平等な競争を害さないよう必要支援額を最小限にすべき等)を公表。</li> <li>・資本増強に関するガイダンス(2008年12月)において、詳細な原則(資本増強時の価格決定方法、返済に向けたインセンティブ、レビュー等)を公表。</li> </ul>	
5. 中央銀行による流動性供給 (市場資金供給の拡大)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政府機関債等の元本償還資金を長期国債に再投資(2011年9月21日より、ツイスト・オペレーション等に移行)</li> <li>②長期国債の買取(2011年6月末までに6,000億ドルの米長期国債の追加買取)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①CP、社債、国債等の買取(最大3,750億ポンド)</li> <li>②国債の窓口貸出しの導入(貸出し期間を30日から1年に延長)</li> </ul>	<p>欧州中央銀行 (ECB) による流動性供給の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ユーロ圏の国債及び民間債券市場への介入</li> <li>②リファイナンスオペによる資金供給等の実施 等</li> </ul>				
6. 預金者保護(預金保険の限度額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25万ドルへの引き上げ恒常化(2010年7月に金融規制改革法で成立)</li> <li>・決済性預金の全額保護(～2010年12月末)</li> <li>・決済性預金の全額保護(金融規制改革法で2012年12月末まで延長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5万ポンドに引き上げ(2008年実施)</li> <li>・2010年12月31日に8万5,000ポンドへ引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5万ユーロに引き上げ(2009年実施)</li> <li>・2010年12月31日に10万ユーロへ引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年12月31日に7万ユーロから10万ユーロに引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万3千ユーロまで預金保護が可能な第2保証基金を設置(2008年10月)</li> <li>・2010年12月31日に10万ユーロへ引き下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度に関する指令案を提出(2010年7月)</li> <li>※現在、共同採択手続中(関係理事会及び欧州議会)</li> </ul>	